



2020/5/19  
第4回家族法研究会資料

# 離婚後の養育の在り方に関する提言 - 別居親当事者の立場から -

2020年5月19日  
親子の面会交流を実現する全国ネットワーク  
代表 武田 典久





# Agenda

**【1】自己紹介及び私自身の体験から**

**【2】私自身の当事者体験及び当事者支援を通じ感じている  
問題意識**

**【3】離婚後の養育の在り方に関する提言**

## **【参考資料】**

- ①親子ネットご紹介**
- ②海外の共同養育プラン（例）**
- ③その他参考資料**

# 【1】自己紹介及び私自身の体験から





## 自己紹介

- 武田典久

個人情報が含まれるため非開示

- 2013年に親子の面会交流を実現する全国ネットワーク（親子ネット）に入会
- 2014年より同会運営委員。当事者支援、講演会企画、法制化活動などを担当。
- 2019年より同会代表に就任。



## 現在の状況

個人情報が含まれるため非開示



## 私自身の体験（サマリ）

※1～※4に関しては9頁ご参照下さい。

200

歳)

個人情報が含まれるため非開示

・長



## 私自身の体験の特徴

個人情報が含まれるため非開示

## 【2】私自身の当事者体験及び 当事者支援を通じ感じている問題意識







## 多くの別居親当事者が共通して直面している現実

1. 自宅に帰ると自宅はモヌケのカラ (※1,2不法な連れ去り)

- ・配偶者と子どもはいない、家財道具も一式ない
- ・預貯金も残高0

2. 役所・警察「あなたには教えられない」 (※3住所非開示)

- ・DV申立
- ・支援措置による住所非開示

3. 「裁判所で話し合いましょう」との通知

- ・当面の生活費を払え、離婚に同意せよ
- ・直接の連絡はNG、すべて弁護士経由で

4. 裁判所で正義が通じないことを知る  
(※4配偶者の気持ち次第)

- ・相手方はあなたのDVが原因と言っています
- ・相手方が同意しません

5. 婚姻費用支払い決定も面会は実現せず  
(※4配偶者の気持ち次第)

- ・離婚に同意するまで子どもには会わせない
- ・お金優先の審理
- ・面会実現まで1年を要する

6. 離婚裁判で反訴、親権を争うも敗訴  
(※私の場合は離婚裁判で反訴せず)

- ・私たちは相手の言葉を伝えるだけですから
- ・親権・監護権を取得できると思っていた

7. 面会合意は反故にされ関係断絶 (※4配偶者の気持ち次第)

- ・夫婦の争いに終始し子供のことはそっちのけ
- ・面会是不履行になるも強制力無し

多くの別居親がこのような現実と向き合いながら努力しています



# 不法な連れ去り

2011.11月号VERY

「弁護士-家を出る場合は必ず子どもをつれて」

“法律面”  
調停→裁判と時間がかかる  
場合も想定して覚悟を決めて

弁護士  
太田宏美さん  
1966年京都大学法学部卒業。  
民事、家事、少年、刑事のほか  
行政事件も担当。フジテレビド  
ラマ「離婚弁護士」法律相談役。  
著書「離婚の本」

財産分与で  
夫側ともめることが  
この部分

親権争いは最初の  
対応が肝心  
家を出る場合は必  
ず子どもを連れて

離婚してから

養育費は子供が原則として20歳まで、金額は双方の収入に基づいて算定しますが、大雑把な目安としては1人につき月額3〜5万円程度。慰謝料は離婚

離婚してから

## 「子どもの福祉と共同親権」

(財)日弁連法務研究財団

「子どもの福祉と共同親権」  
(財)日弁連法務研究財団

### はしがき

実務家である弁護士にとって、親権をめぐる争いのある離婚事件で、常態としてよい認識がある。それは、親権者の指定を受けようとするれば、まず子どもを依頼者のもとに確保することである。そのうえで、相手方（つまり父か母のどちらか）にいかに問題があるかについての主張立証を尽くすことになる。そのような具体的な争点のなかで、面談交渉の条件を整えて実現するというのも容易なことではなく、子どももとのかわり方について協議することも考えらる。また、父母同士の深刻な争いが、当の子どもにとって決してよいことではない。

監護者の指定を受けよう  
とすれば、まず、子ども  
を依頼者のもとに確保  
する

諸外国の法制はどうか、それが現実にもどくように実現されているのかについて、夫いに学ぶところがあった。研究者にとっても、実務家としての弁護士からみた親権争いの現状に触れて、日本の制度の問題点についても認識を新たにした。本書は、このようにして、研究者と弁護士の問題意識が交錯したところから生まれたものである。

## 「弁護士が書いた

## 30代離婚の教科書」

姉小路法律事務所 弁護士 大川浩介/辻祥子

第3章 離婚の手続き・決めごと

別居と子ども  
これ幸で子どもの保護者をメインで行ってまた方が家を出るときは、子どもを連れて行くのが適当です。  
しかし、なかには子どもを置いて単身で家を出てしまう人もいます。  
「医校させるのが望みない」「子どもを連れて行くのが大変だ」などその理由が、この状況が具体化すると、その後の運搬をめぐる争いで不利に働くこともありますが、自分で責任を押しつけてきた事実をいかに訴え、相手方のもとで監護している現状を優先して、裁判所が相手方に監護を与えようとするおそれがあります。  
一人で家を退去後、子どもを連れて行きたいと考えているが相手方がこれに同意は、運営に子どもの監護者の指定と引渡しを求めると同時に、保護費を申し立てることを検討する必要があります。

ポイント  
●親権を譲りたくないときは、必ず子どもを連れて別居する。

住民票をどうするか  
相手方の承諾を得なくても、自分や子どもの住民登録を先に異動させることは、乳幼児を抱えて別居する場合、別居先の市区町村に住民登録をしないという理由で検挙や予防検閲を受けることができないという事実上の不都合もあり得る。ただし、注意を要するのは、「勝手に」住民票を移したことに強く反発する相手方という点です。相手方に専断あるいは強硬に伝えるかどうか、住民票を移さずして

親権を譲りたくない時は、  
必ず子どもを連れて別  
居する

- ・欧米諸国では、片方の親が子どもを連れ去る行為は「子の奪取」として違法とされている。日本でも離婚前は共同親権なのだから、「子の奪取」が違法とされないところに根本的な過誤がある。
- ※出典：「離婚による親子引き離し問題点と共同親権の可能性」後藤富士子弁護士
- ・「子の連れ去り・奪い合い」という実力行使（自力救済）が横行しているのは法的救済に不備がある証拠であり、法治国家の根幹に関わる事態であることを認識する必要がある。
- ※出典：法学教室474号「面会交流権の憲法上の権利性」櫻井智章甲南大学法学部教授



## 連れ去りに公的機関までもが関与(私のケース)

個人情報が含まれるため非開示



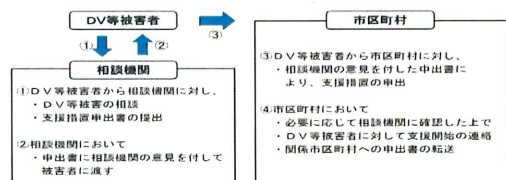
## 住所非開示

**大前提：裁判所による保護命令、接近禁止命令などの「抗弁の機会」、「手続き保証」のある住所非開示措置は当然の措置である**

個人情報が含まれるため非開示

### ■ 多くの別居親当事者が苦しむDV等支援措置による住所非開示

DV等支援措置を受けるための手続の流れ(例)＜相談機関が意見を付す場合＞



※相談機関：警察、配偶者暴力相談支援センターなど  
※事前に相談機関への相談を行っている場合は、①・②は不要

(出典) 総務省ホームページ

配偶者からの暴力（DV）、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の方は、申出によって、住民票の写し等の交付等を制限できます。

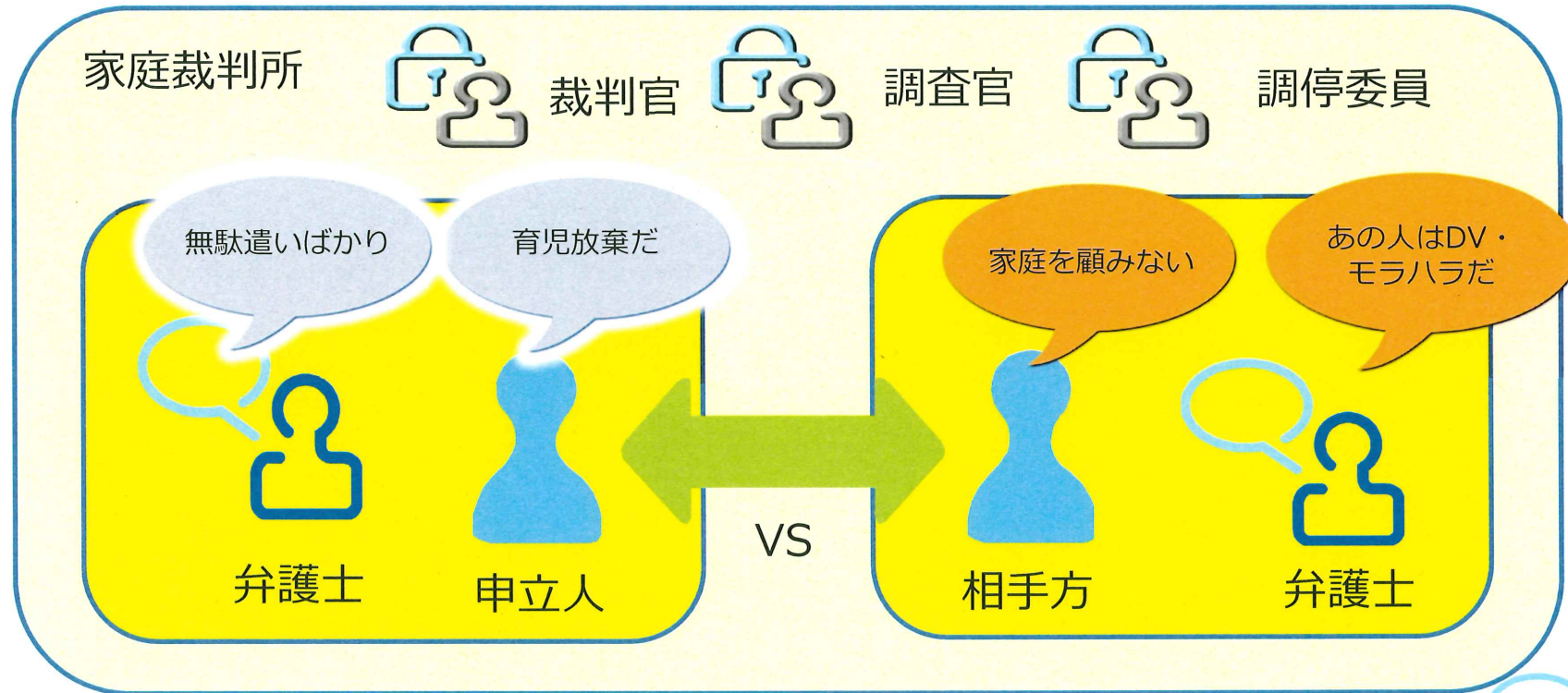
- ✓ 「DV支援措置の必要性は市町村が警察、配偶者暴力相談支援センターなどの意見を聞き、確認する」とありますが、**実際の運用上は、配偶者暴力相談支援センターの『相談証明書』のみで住所非開示となる**

**突然の連れ去り、引き離しに始まり、手続き保証のないDV等支援措置により、DV加害者でない別居親も、子どもとの関係が断絶され、長期化する**



## 有責主義を背景とした家庭裁判所での調停

法定離婚事由:その他婚姻を継続し難い重大な事由があるとき(民法770条)



- ・相手側の有責性を立証するため、双方弁護士とタッグを組んで罵り合い
  - ・本来、調停は合意形成の場であるはず、子どもの利益はどこへ？
- ⇒単独親権制度、有責主義を背景とした家裁運用の限界？

子どもたち



## 婚姻費用調停と長期化する面会交流合意（私のケース）

2007/

9

個人情報が含まれるため非開示

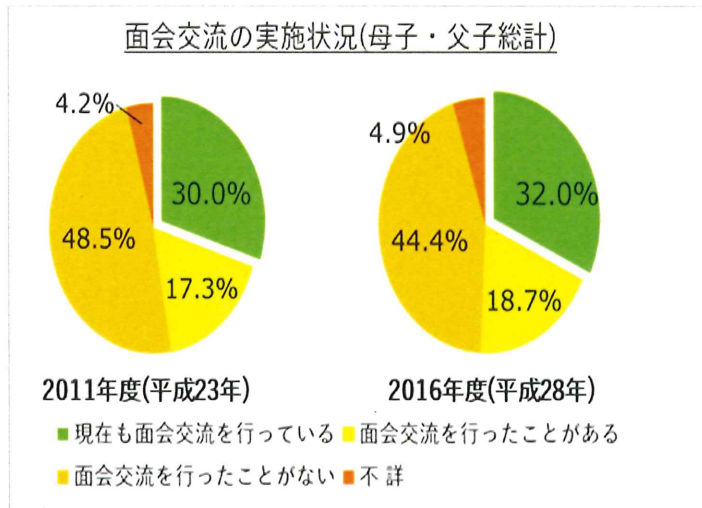
⇒

4



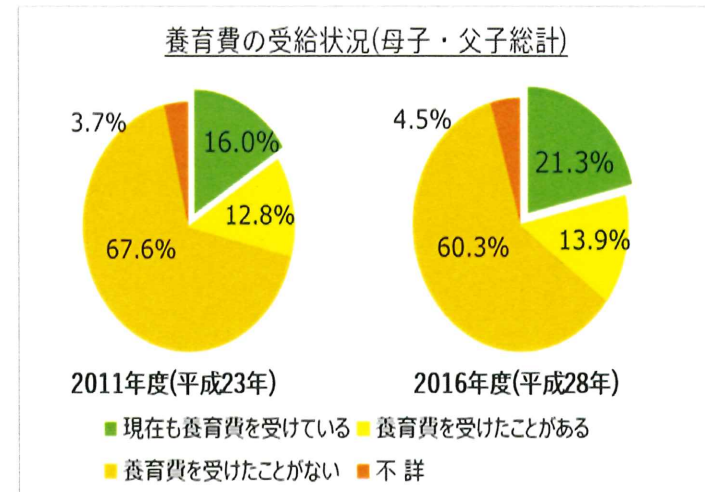
# 民法766条改正前後の面会交流と養育費

## 面会交流の実施状況



7割は面会交流を行っていない

## 養育費の受給状況



8割は養育費を受けていない

(厚生労働省調べ)

- ・2012年（平成24年）に民法766条が改正施行されたが、面会交流・養育費ともに状況は変わっておらず、現行法制度での改善が見込めない
- ・制度設計が不足していたことが要因ではないか



## 面会交流の現状

### ①頻度：月1回数時間

- ✓ 諸外国では、離婚前の養育プラン提出が義務化されている国が多い
- ✓ 米国アリゾナ州では、別居親と子どもが毎週1回夕方数時間会え、隔週で3泊4日を過ごすのが標準的なプラン  
※40～41頁参照ください。最近、50%:50%の養育時間に変更

### ②監護親・親権者の意向次第

- ✓ 「離れている親に会いたい」という子どもの意思よりも、「別居親に会わせたくない」という監護親の意思が優先
- ✓ 人質交渉の横行「離婚と親権を認めれば、子どもと面会させる」
- ✓ 不法な連れ去り後、数カ月を経た後の片親疎外状態での「子どもの意思確認」
- ✓ 婚姻中であっても、学校行事への参加を拒否

### ③FPIC（公益社団法人家庭問題情報センター）「月1回しかやりません」

- ✓ 年間援助件数は1,268件（2017年）

### ④祖父母も断絶

- ✓ 英国のParental Responsibilityは、人数の制限がなく、祖父母、継父母も保有

**私たちは、別居・離婚後も「子どもの養育に関わり、責任を果たしたい」のであって、月1回2時間、公園で遊ぶ「どこかのおじさん」になりたいわけではありません。**





## 養育費・面会交流の合意後の履行状況

### Q:裁判所の調停で合意したとおりに約束が履行されたか

	養育費		面会交流	
	回答数	%	回答数	%
合意通り履行された	68	52%	27	24%
不十分な履行だった	45	35%	36	32%
全く履行されない	17	13%	49	44%

2014年 日弁連  
家庭裁判所の調停利用に関する  
当事者アンケート

裁判所で合意しても、44%が  
「まったく面会ができていない」

養育費に関しては、①相手への督促②裁判所による履行勧告③強制執行手続きなど、履行を求める方法が存在しますが、面会交流に関しては、履行を求める方法そのものが、間接強制など、極めて限定されています。

面会交流に関して実効性担保のため、間接強制などではなく、一定の面会モデルを示し、双方が納得感のある合意を目指すことが必要なのではないか



## 新型コロナウイルスの面会交流への影響から見えること

個人情報が含まれるため非開示

面会交流の権利性が明確ではないため、同居親が拒否すれば親子断絶になる



## 新型コロナウイルスの面会交流への影響から見えること（続き）

個人情報が含まれるため非開示

**今般のスピード感のある法務省さまからの見解発表、感謝申し上げます。  
ただし、以下「親子交流は外出自粛の対象外」という見解に現時点で至れない  
のは「面会交流の権利性」が不明瞭であることが課題と考えます。**

- ・別居中の二人の両親の間を子どもが行き来することは外出規制の対象外であり、ガイダンスがにも明示してある。  
（英・マイケル・ゴーブ大臣）
- ・重要な家族間の移動や別居する親による子供の送り迎えは（外出規制の対象外）として許可されうる。  
（仏・クリストフ・カスターネル大臣）



## 親権・監護権の決定基準

- ・「継続性の原則があるから連れ去った方が得だということがあってはならない」、「寛容性の原則は、子の利益を考える上での一つの判断基準」、「父母の間に高いストレスがある場合でも面会交流を子の利益のために実現の努力をしようというのが家裁における努力の方向、そのことをこの法案は示している」  
(江田法相(当時)答弁)
- ・親権者や監護者の指定にあたって、父母間の事情や子ども側の事情を総合的に考慮した上で、いずれを親権者又は監護者とするのが子どもの利益に叶うかという観点から判断がされているものと承知している  
(2019年11月21日 参議院法務委員会/森法相答弁)

### ○以下は弊社女性会員50名に対するアンケート結果（親権・監護権/一部抜粋）

#### ①同居時の子どもの監護状況

	あなたが主たる監護者	比率	相手方が主たる監護者	比率	監護は50%:50%	比率	その他	比率	合計
合計	45	90.0%	2	4.0%	3	6.0%	0	0.0%	50

#### ②監護者指定などの結果

	子どもを取り戻せた	比率	子どもを取り戻せなかった	比率	取下げ	比率	その他	比率	合計
合計	3	7.1%	24	57.1%	11	26.2%	4	9.5%	42

#### ③親権・監護権

	あなた	比率	相手方	比率	合計
合計	2	5.9%	32	94.1%	34

※近日中に公開予定

**上記アンケート結果から、連れ去り後の「継続性の原則」の観点から監護者・親権者決定がなされているのではないか。**

(継続性の原則で判断されている判決文例)

特段の理由がうかがわれない原告による監護養育状況が今日まで2年半を超える期間継続している事実状態を尊重する趣旨に加え、長男自身、原告が親権者となることを希望していることも勘案すれば、長男の親権者を原告と指定するのが相当である。

## 【3】離婚後の養育の在り方に関する提言



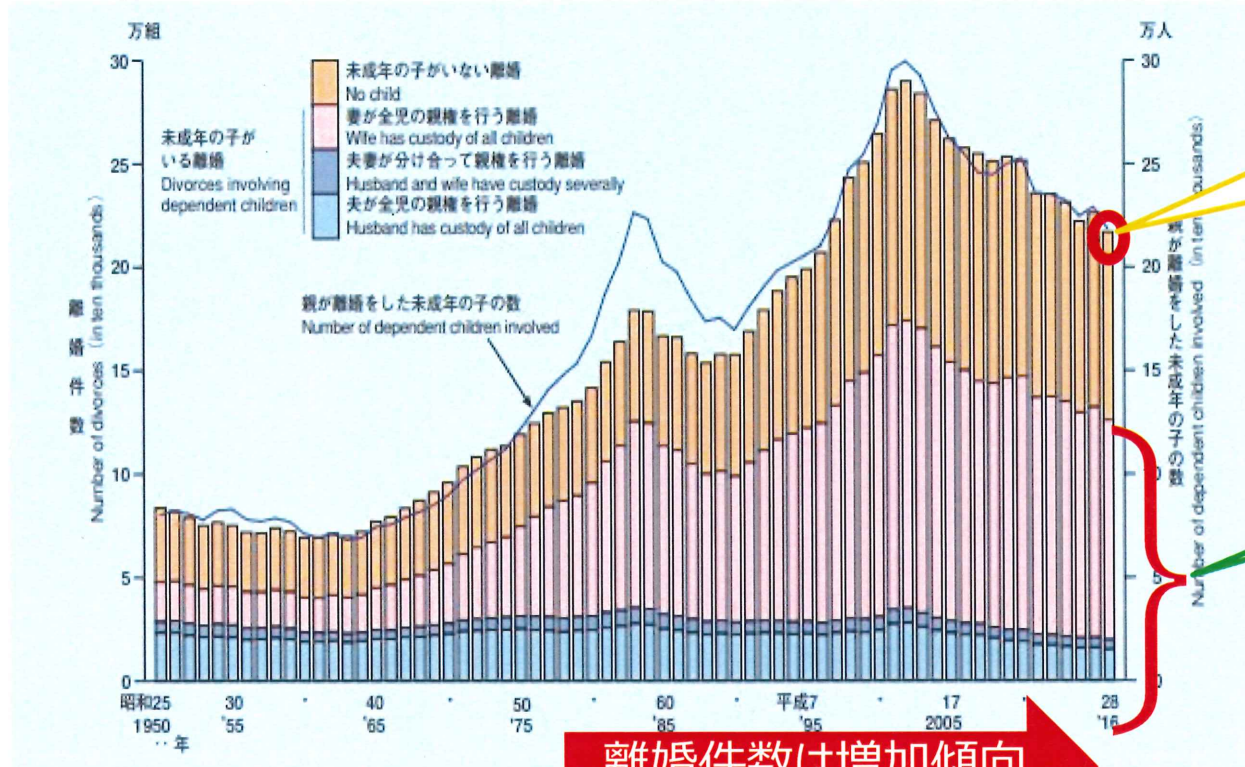


# 離婚件数と両親の離婚に直面する未成年の子どもの数

未成年の子がいる離婚件数は約12万6千組で、未成年の子の数は約22万人

2020年2月29日開催  
親子ネット講演会  
嘉田由紀子参議院議員資料より

親権を行う者別にみた離婚件数及び親が離婚をした未成年の子の数の年次推移—昭和25～平成28年—  
Trends in divorces by person having custody of children, and number of dependent children involved, 1950-2016



親が離婚をした  
未成年の子の数は  
約22万人

未成年の子がいる  
離婚件数は  
約12万6千組

注 1) 未成年の子とは、20歳未満の未婚の子をいう。  
2) 親権とは、未成年の子に対して有する身分上、財産上の監督、保護を内容とする権利、義務をいう。

**1年間で約86万人の子どもしか生まれない中で約22万人の子どもが片親に！  
昭和20年代初頭は280万人出生（8万人/280万人から22万人/86万人へ）**



# 子どもの貧困

2020年2月29日開催  
親子ネット講演会  
嘉田由紀子参議院議員資料より

## ■ 世帯別の貧困率

 単身 21.0%

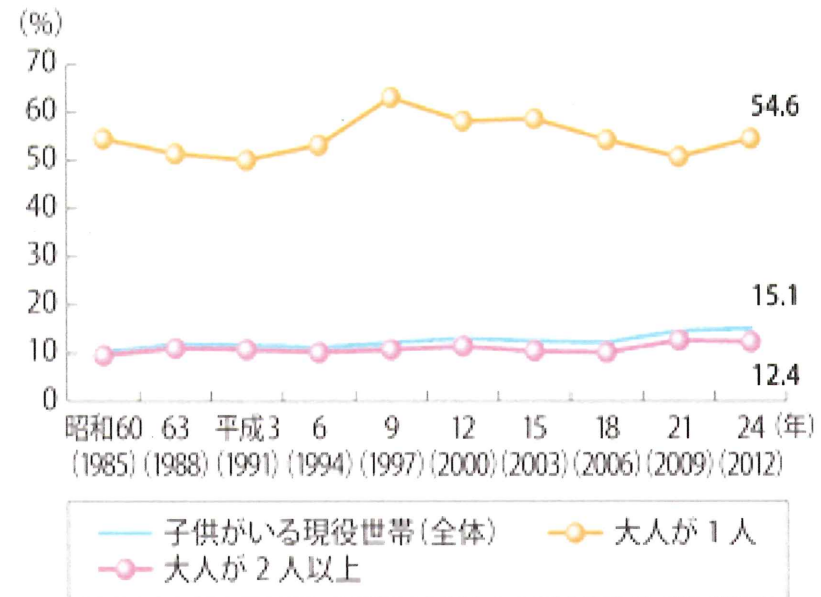
 大人一人と子ども **47.7%**

 二人以上の大人のみ 8.9%

 大人二人以上と子ども 6.6%

総務省統計局：平成26年全国消費実態調査所得分布等に関する結果

### (2) 子供がいる現役世帯の相対的貧困率



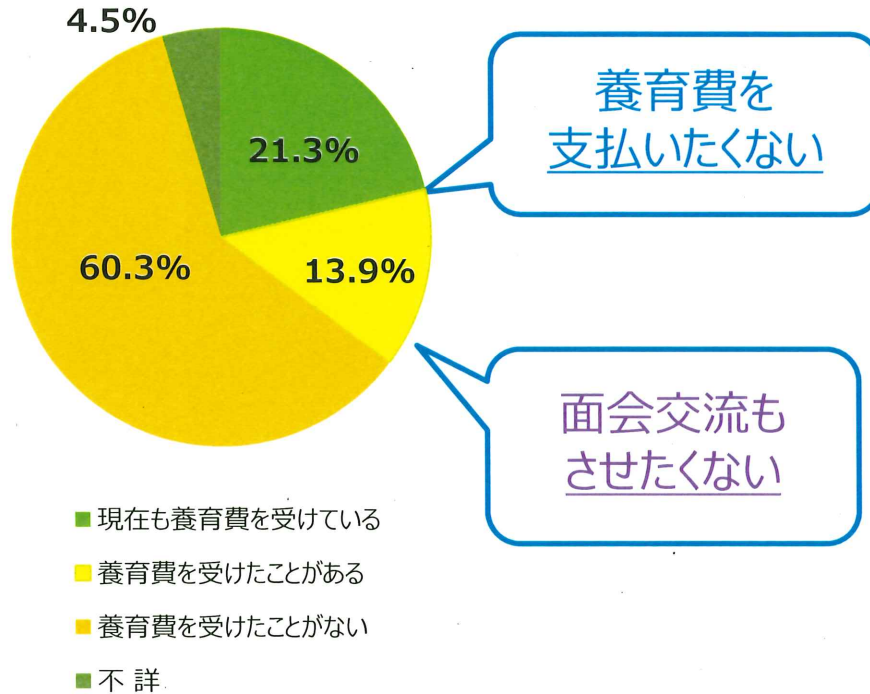
(出典) 厚生労働省「国民生活基礎調査」  
 (注) 1. 相対的貧困率は、GDPの成長率に基づき、等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分未満の世帯員の割合を算出したものを指して算出。  
 2. 平成6年の数値は片親世帯を除いたもの。  
 3. 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者、現役世帯とは世帯主が16歳以上の世帯をいう。  
 4. 等価可処分所得金額が0円の世帯は除く。

**片親の貧困に陥る割合は極めて高く、この傾向は1980年代より一環している。母子世帯の貧困が「ひとり親の困難」を招き、孤立する母親が虐待問題を併発しているケースがあるのではないか**



# 子どもの貧困の要因 - 養育費の現状と取り決めをしていない理由

養育費（母子・父子合計）



**8割は養育費を受けていない**

養育費を取決めしてない理由

- 相手と関わりたくない…………… 31.4%
- 相手に支払う能力がないと思った…………… 20.8%
- 相手に支払う意思がないと思った…………… 17.8%
- 交渉がまとまらなかった…………… 5.4%
- 交渉がわずらわしい…………… 5.4%
- 請求できるとは思わなかった…………… 3.1%
- 自分の収入等で経済的に問題がない…………… 2.8%
- 現在、交渉中及び交渉予定…………… 0.9%
- 監護親が養育費を負担するものと思ってた…………… 0.6%
- その他…………… 7.8%

- 約60%は話し合いさえも行われていない
- 親子ネットの会員向けアンケートでは  
95%もの別居親が養育費を支払っています。

※「面会交流及び子どもの変化に関する実態調査報告」(2011年)  
[https://oyakonet.org/report/jittai\\_report.html](https://oyakonet.org/report/jittai_report.html)

**養育費を取決めしてない最大の理由が「相手と関わりたくない」  
⇒子どものことを最優先で考えていない**





## 別居親の観点から

### 【子どもの通う学校で差別的な扱いをされた例】

- ・親権者である母親宅から自らの意思で戻ってきた子どもが小学校で、学齢簿が作成されず、教科書を所有できず、成績表の交付も受けられなかった。
- ・別居後、共同親権中にも関わらず、同居親が一方向的に申し出た学校での通称名の使用を学校長の裁量により認めた。
- ・幼稚園で保護者名簿に名前が載っていない事を理由に、保護者として扱ってもらえなかった。
- ・DV法に基づく支援措置（もちろん、司法による保護命令の判断は受けていない）が存在するため、保育園行事に参加できない。子どもは本年小学校に入学するが、同様の扱いを受けるのではないかと不安である。
- ・子どもと面会交流できていないので、せめて学校での様子を知りたいと思い、先生をお願いしたが、保護者でないことを理由に、一切話を受け付けてくれなかった。
- ・「配布物は一家族につき一部」であることを理由に、学校で配布される書類の交付を拒まれた。こども園に連絡をすると、妻側にすぐに情報が伝わり、妻の代理人からこども園に連絡するなど苦情がその都度入る。
- ・娘のことで話を聞いてもらいたいと申し出たら、何も話すことはないと言われた。
- ・離婚調停で、学校行事の参加は相手の許可が必要だという合意をさせられた。
- ・事前に面談の約束を取ったにも関わらず、校長から「急用ができた」と、面談を直前に断られた。
- ・子どもの転校・転入届の提出を知らされずに学校に受理されていた。

個人情報が含まれるため非開示

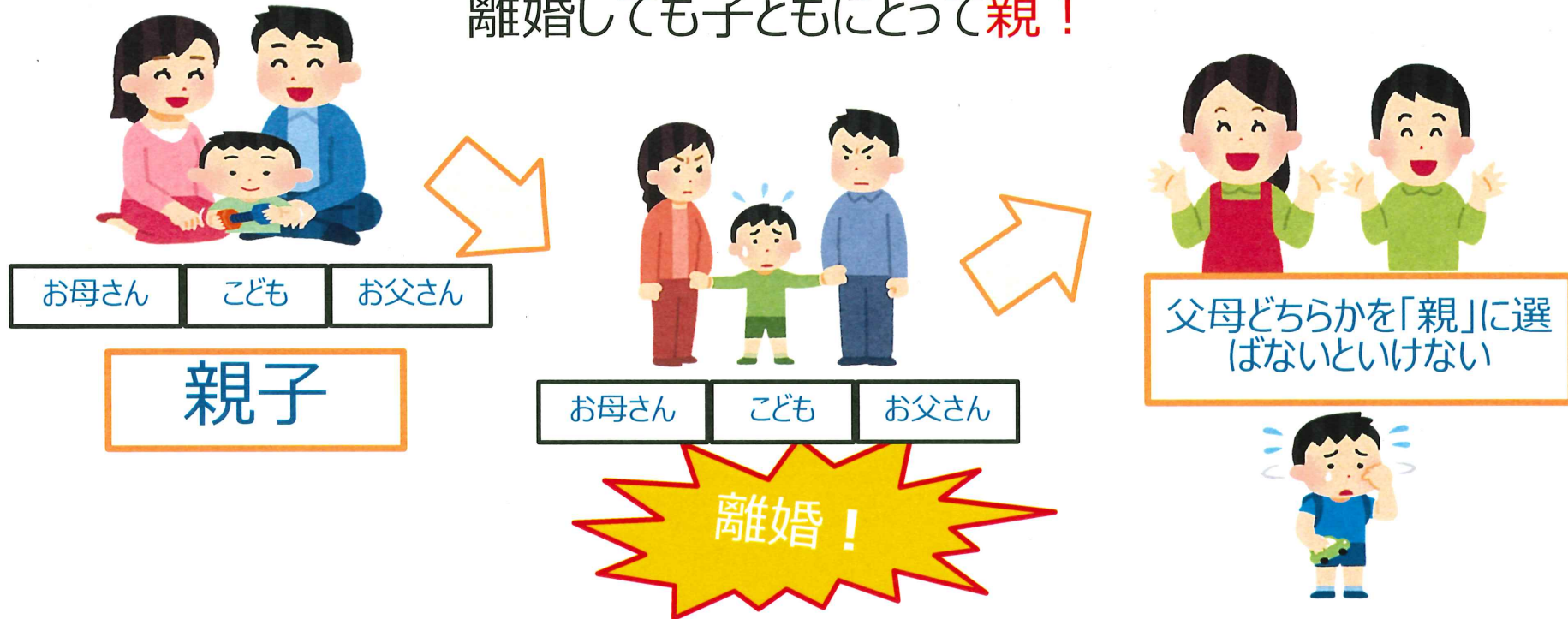
**私たちは、子どもに会えなくとも養育費を払い続けようと努力していますが、  
「あたかも親ではない」という扱いを受けています。**



# 子どもは親の所有物ではない - 両親の離婚と子どもの権利は無関係

2020年2月29日開催  
親子ネット講演会  
嘉田由紀子参議院議員資料より

離婚しても子どもにとって親！



両親が離婚して仲が悪くなること、子どもにとってのお父さん、お母さんがいなくなってしまうことは関係ありません。

子どもの福祉を害しない限り、子どもにお父さん、お母さんそれぞれに会えるという「選択肢」があることが健康な発達を促すと考えられています。

表面上はともかく、子どもは心の底では両方の親から愛されたいと願っています。



## 離婚後の養育の在り方に関する提言

### ①子どもの連れ去りの禁止

- 高葛藤を生む大きな要因のひとつ。原則禁止、緊急を要する避難など例外を整理することが必要

### ②離婚関連司法手続きの在り方検討

- 一定の熟慮期間、別居期間を経た夫婦には離婚を認める（有責主義から破綻主義へ）
- 慰謝料などは別訴訟にて対応
- 養育計画の作成義務化
- 養育費算定表に加え、面会交流ガイドラインの策定
- 面会交流頻度に留まらない「子ども視点」の提案型での調停運用  
（広義のフレンドリーペアレントルール、29頁記載のオーストラリアでのLATも参考にしてください）
- 面会交流の権利性の確立

### ③子のいる両親の離婚への司法関与

- 協議離婚制度の是非含めた検討

美談のように語られる  
「女手ひとつで育てる」

### ④離婚後共同親権制度の導入

- 上記①～③を実現するためには、離婚後の親子関係に関して、根本的な発想の転換が必要。

### ⑤共同親権・面会交流の制限事由となるDVの定義が必要

本年4月に公表された「世界24カ国での離婚後親権制度の運用実態調査」も参考に検討いただきたくお願いします



## DVの取り扱い

DV・児童虐待等を背景に親権喪失に相当する親など、共同親権者にすべきでない親に関しては、除外することが相当と思われる。また、面会交流に関しても、安全が担保されない面会交流を推し進める考えはない。

しかしながら、以下別居母親アンケートのとおり、「連れ去り」によりDV加害者が親権者・監護者になるケースも相当数あるものと推察する。

また、身体的DV以外の精神的DV、経済的DVに関しての共同親権者としての是非、面会交流可否に関しては、別途、検討が必要。また、虚偽DVの存在、支援措置の手続き保証なども考慮いただき、今後の検討をいただきたい。

### ○以下は弊社女性会員50名に対するアンケート結果（DV/一部抜粋※近日中に公開予定）

⑤同居時、配偶者からのDVはありましたか？

	なし	比率	あり	比率	その他	比率	合計
合計	12	24.0%	38	76.0%	0	0.0%	50

○DVありの場合（※複数回答可）

	肉体的DV	比率	精神的DV	比率	経済的DV	比率	その他	比率	合計
合計	7	12.5%	31	55.4%	17	30.4%	1	1.8%	56

### ○親子断絶防止法（議員立法）検討時の懸念意見

- ・特別な配慮の対象に「精神的DV」、「面前DV」を含めること  
(面会交流における子どもの安心安全を考える全国ネットワーク)
- ・DV、モラハラ、虐待などに加え、浮気不倫があった場合を含めること  
(子どもたちの心と未来を守る会)

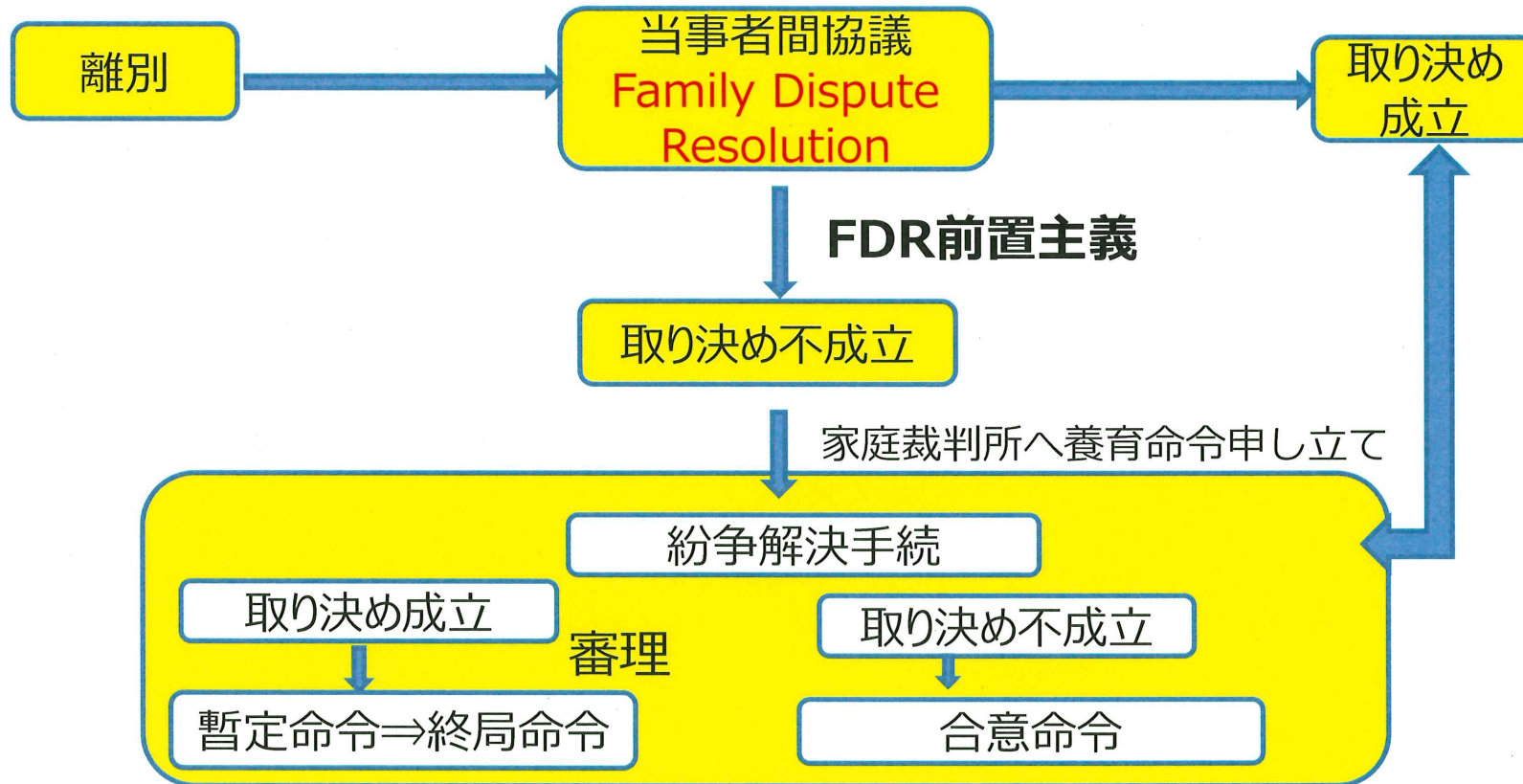
**面会交流、共同親権を認めない場合のガイドラインと一定の公的機関の認定などの手続き保証が必須と考えます。**

- ・米国では必ず第3者の認定を経てDVが確定する（A弁護士）
- ・米国では共同養育計画策定前にスクリーニングを実施する。ポイントは支配・被支配の関係にあるか。  
(青木大正大教授・2020/2/22 キッズファースト 親の学びプログラム)



# (参考) ADRモデル -オーストラリアの離婚に関する調停・裁判

2020年2月29日開催  
親子ネット講演会  
パネルディスカッション用討議資料

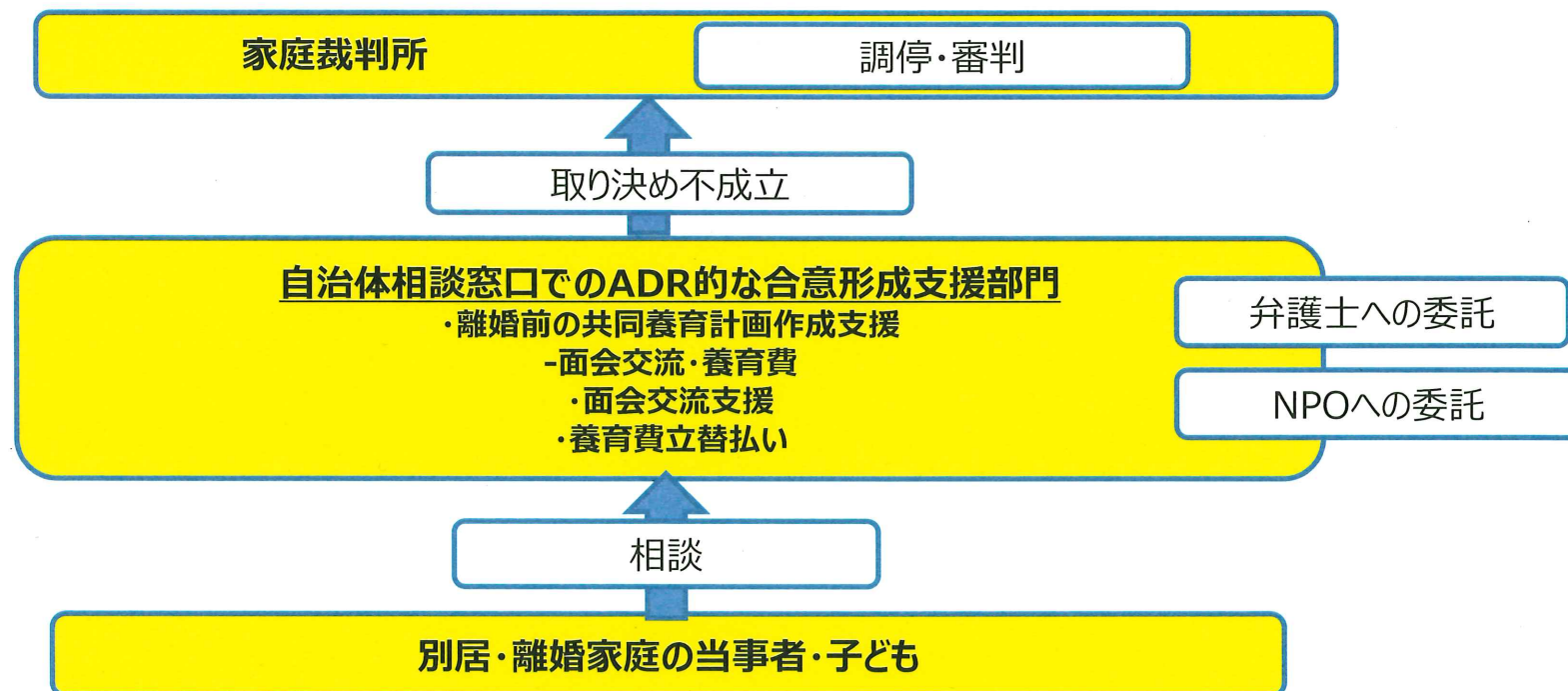


-養育に関する取り決めのプロセスの進め方は、まずは当事者間の話し合いがなされ、まとまらなければ家庭裁判所に養育命令の申立を行う  
-しかし、この申立を行う前に必ず Family Dispute Resolution (裁判外紛争解決手続き)を経る必要がある。  
-オーストラリアでは**非対立的な審理プログラム「LAT」(Less Adversarial Trial)**が2008年ごろから導入された。  
LATは対立的審理を行わず、何が子どもにとって最善かを当事者が考え、裁判官に直接話す審理構造



## (参考) 私案 - 自治体による支援イメージ

2020年2月29日開催  
親子ネット講演会  
パネルディスカッション用討議資料



(パネラー意見)

・豪州のFDRもどこで出張るかが極めて重要。FDRは直ぐに入る。日本のADRも、連れ去り前に直ぐに入って養育計画を作ることを促さないといけない。連れ去って何ヶ月も経ってからADRでは意味ない。日本も破綻主義にして、代わりに即時第三者機関が入りレベルールに基づき養育計画を作るようにすべき。ただし、今からADRを箱物として作ると時間もお金もかかる。そこで、私の提言として弁護士に民間司法官として既存の弁護士事務所でADR的動きをしてもらいたい (串田衆議院議員)。

・明石市では公証役場や法テラスを市役所内に設置、活用できないか検討している (泉明石市長)。

・議員立法では共同養育努力義務化を考えてるが、民法改正しなくてもできるのではないかな。個人的には、継父による虐待問題を背景に、小さい子の共同養育だけでも義務化できないか検討したいと思っている。ADRについても法務省に促進する申し入れをしたいと思う (白崎秘書)。

・子供の権利条約で子供の人権として親に会う権利がある事を認識するのが全ての出発点。他は全て例外。連れ去りとDV問題がリンクする日本の制度は余りに不合理で、外国は理解不能。別居後直ぐにジャッジするADR的機関を、法務省予算たった一割増しで作れるので、作れば変わる (串田衆議院議員)。



# まとめ

## 高葛藤の要因となる法制度

不法な連れ去り

有責主義

協議離婚制度

DV防止法の不備

離婚後強制単独親権制度

面会交流・養育費の権利性



## 「離婚は親子の別れ」という家制度に起因する長年の文化

私の幸せが  
子どもの幸せ

私が一人で  
育てる

離婚相手は忘れて  
新しい人を見つける

カネだけ払うのが  
カッコいいお父さん

連れ去りは  
日本の文化

大きくなったら子ども  
も会いに来ますよ

子どもを置き去りにで  
きないので、連れ去  
るしかない

離婚したら、  
前夫（妻）と関わら  
なくて良い

離婚したら、子ども  
ともう関係ない

新しい親が  
こどもを養えばよい

法は家庭に  
入らず

貧困問題  
=ひとり親支援

同居親



別居親



国など



単独親権制度は、「強制的に子どもから片親を奪う」制度になっているが、上記のように単独親権制度を廃止するだけで解決するものではなく、共同親権制度の導入、関連諸法制の改定、制度設計も含めた検討が必要であり、かつ、「日本の離婚の文化」を変革するために「離婚後の親子の在り方に関する立法宣言」が求められる。

## 【最後に】

次ページは私が会員向けに話している資料です。  
両親の別離によって子ども達が犠牲にならずに済む  
諸制度のご検討を心よりお願い申し上げます。







## 私からの弊会会員へのメッセージ

個人情報が含まれるため非開示

- ・まずは、お子さんのことを考えてあげてください。
- ・みなさんも心身ともに健康を保ってください。
- ・良い父、母、祖父母であり続けられるよう、みんなで頑張りましょう。

# 【参考資料】





# ①親子ネットご紹介





## 親子ネットご紹介

名称：親子の面会交流を実現する全国ネットワーク（略称：親子ネット）

目的：**別居または離婚後の親子が自然に会える社会**となるよう、  
別居・離婚後の親子交流を促進する**民法の改正、関連法案の成立、公的支援制度**  
の確立

設立：2008年7月

会員数：481名（2019.3末）

活動：勉強会の開催、実態調査、法改正のための働きかけ、当事者支援等

HP：<http://oyakonet.org/>



2010年9月26日 親子ネット全国集会  
下村元文部科学大臣と



2014年11月29日 親子ネット勉強会  
大正大学の青木聡教授（臨床心理士）  
「親子面会交流の重要性」について



2015年8月22日 親子ネット勉強会  
「みんなで支える共同養育」  
馳衆議院議員、泉明石市長などと

「共同養育支援法全国連絡会」の構成団体として共同養育支援議員連盟への働きかけをしています。



## 主な懸念意見と親子ネットのアプローチ

### ■ 適時適切な夫婦間の合意が不可能

- ・「日本と違って、諸外国、特にアメリカでは身上監護と法的監護が別になっているが、身上監護については生まれ持った親の権利という感覚がすごく強く、子どもがどの学校に行くのか、細かいところでは**歯の矯正をするのかどうか**といったところまで、いちいち合意が必要になってくるという側面がある」
- ・「親権は主に監護権と重要事項決定権。よって、離婚後共同親権では、離婚して別れて離れて暮らしている夫（妻）が、**子どもの大学進学や定期預金の解約等に、いちいち拒否権を発動できてしまう**」

### ■ 共同親権ではなく面会交流が良い

- ・「子どもと会えていないから共同親権を進めたいというのは目的と手段が違う」
- ・「**安心安全に面会交流ができるような支援機関をたくさん作ればいい。お母さんが心を柔らかくするためには、まずそこからだ**」

### ■ 共同親権は「父権制度の復権運動だ」

- ・「面会交流事件が増えてきたのは、まさに父親の父権運動の復活なんだと我々は捉えている。そう考えると、共同親権の立法化は相当問題があります」

**親子ネットは、両親の別居・離婚で苦しむ子どもたちのため、「共同親権」などの法制度だけに留まらず、国をはじめとする社会が何をなすべきか、という観点での提案をしていきたい、と考えています。**



## 親子ネット講演会実績

### ・2015. 8. 22開催講演会

「みんなで支える離婚後の子ども養育～親子断絶防止法の立法化と自治体による面会交流・養育費支援の取組～」

講師：泉 房穂 明石市市長、馳浩 衆議院議員（超党派議連事務局長※現会長）

講演会参加者 約120名

### ・2016. 6. 11開催講演会

「親権紛争におけるフレンドリー・ペアレントルール（寛容性の原則）の将来展望  
～国内初！千葉家裁による面会交流に寛大な別居親に親権を認めた判決から～」

講師：上野晃弁護士（本訴訟代理人）、小田切紀子 東京国際大学教授

講演会参加者 約160名

### ・2017. 4. 15開催講演会

「親子断絶防止法への期待と今後の展望」～改めて考えたい「子どもの最善の利益」～

講師：棚瀬孝雄 京都大学名誉教授、野沢慎司 明治学院大学副学長、小田切紀子 東京国際大学教授

講演会参加者 約150名

### ・2017.12. 17開催講演会

「共同養育の実現のために必要なこと～他国事例に学ぶ制度設計～」

講師：山梨学院大学 法科大学院研究科 金亮完教授、大正大学 心理社会学部 臨床心理学科 青木聡教授

講演会参加者 約90名

### ・2019.12. 17開催講演会

「離婚後親権制度について改めて考える」

講師：作花知志弁護士、CRC代表・一橋大学名誉教授 福田雅章氏、SAJ代表 緒倉珠美氏

講演会参加者 約130名

### ・2020.2. 29開催講演会

「みんなで支える共同養育～別居・離婚家庭に対する自治体による支援の可能性～」

講師：嘉田由紀子参議院議員（元滋賀県知事）、泉房穂明石市長

講演会参加者 約90名



## ②海外の共同養育プラン（例）





# 米国における共同養育計画 Shared Parenting Plan

米国 アリゾナ州最高裁判所作成の共同養育計画

子どもの利益を重視して、分かりやすく以下のように示しています。

プランA(1) : 隔週 2 回の 2 連泊。毎週 3～6 時間又は一泊を追加するのもよい。

プランA(2) : 隔週 3 夜連泊及び毎週 1 回 4～6 時間

プランB : 隔週にて、1 週目に 4 夜連泊、2 週目にプラス 1 泊。

プランC(1) : 1 週間ごとに分割

プランC(2) : 各々の親が 2 夜連泊を平日に持ち、週末は交互に持つ。

プランC(3):

両親は 7 日間の期間を交互に持つことによって子どもの時間を共有する。1 回の週央泊はその週の面会を持たない親のためのオプションである。交代時間は金曜日の放課後または仕事が終わった後、日曜日の午後か夕方、または月曜日の放課後にできる。

バケーション :

いずれの親も 6 歳から 8 歳の子どもについては毎年 2 回の 2 週間のバケーションを持つ権利がある。いずれの親も当該子どもが 8 歳を超えれば 4 連続週までのバケーションを持つ権利を有する。

**※現在は養育時間を50%:50%に変更**





## 米国の面会交流の基本プラン（児童期～）

9 Parenting Time: Plan 9

Sun	Mon	Tues	Wed	Thurs	Fri	Sat

- ✓ 隔週2泊3日
- ✓ 毎週1回夕方数時間
- ✓ 長期休暇は折半
- ✓ 特別な日は隔年
- ✓ 年間合計 = 120日以上

Arizona Supreme Court (2009):  
Planning for Parenting Time Arizona's  
Guide for Parents Living Apart.

諸外国では、共同養育計画作成にあたり、面会交流に関しても、モデルプランの提示を行い、迅速な決定がなされるように対処をしています。



### ③その他参考資料



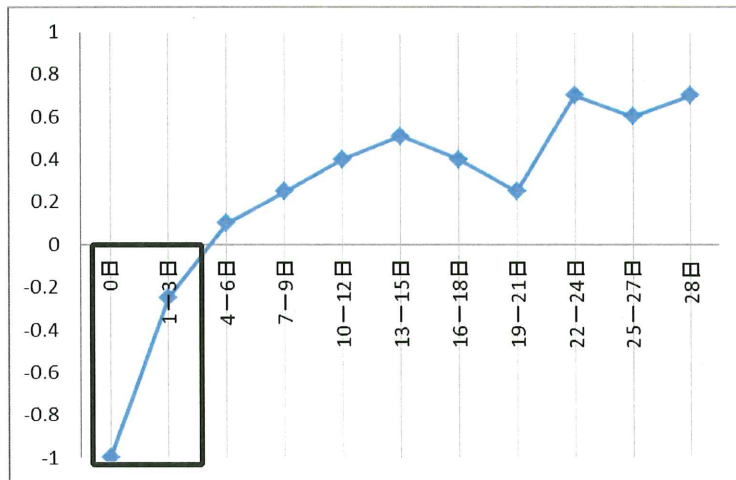


## 専門家の研究

青木 聡 大正大学教授

日常的な面会交流が、子どもの健全な成長には欠かせない。

子育て時間と情緒的安心感の関連性



- ✓ 子どもの健全な成長のためには、別居後も**月4～6日（隔週2泊3日）以上の面会交流で情緒的安心感が得られる。**
- ✓ **日本の月1回では、逆に緊張感や不安感が懸念される。**

Fabricius, W. V. et al. (2012): Parenting Time, Parent Conflict, Parent-Child Relationships, and Children's Physical Health. In Kuehnle, K. and Drozd, L. (eds): *Parenting Plan Evaluations*. Oxford University Press. p188-213.

棚瀬 一代 前神戸親和女子大学客員教授、臨床心理士

「子の心、親知らず。自分の気持ちを埋葬する子どもたち」  
共同養育計画・親教育プログラムにより  
面会交流を充実させ、子どもの安全と福祉を守るべき



## 国連子どもの権利委員会による日本への共同親権立法勧告

### 2019.2 国連子どもの権利委員会が 共同親権立法勧告

‘Committee on the Rights of the Child  
Concluding observations on the combined  
fourth and fifth periodic reports of Japan’

27. The Committee recommends that the State party take all necessary measures, supported with adequate human, technical and financial resources to:

**(b) Revise the legislation regulating parent-child relations after divorce in order to allow for shared custody of children when it is in the child’s best interests, including for foreign parents, and ensure that the right of the child to maintain personal relations and direct contact with his or her non-resident parent can be exercised on a regular basis;**

(邦訳)

27. 委員会は以下のことを目的として、十分な人的資源、技術的資源及び財源に裏付けられたあらゆる必要な措置をとるよう勧告する。

**(b)子どもの最善の利益に合致する場合には（外国籍の親も含めて）子どもの共同親権（共同養育）を認める目的で、離婚後の親子関係について定めた法令を改正するとともに、非同居親との個人的関係及び直接の接触を維持する子どもの権利が恒常的に行使できることを確保すること**



# 各国の離婚後の面会交流及び養育費に関する法制度

	(参考) 日本	アメリカ (カリフォルニア州)	イギリス (ウェールズ)	フランス	ドイツ	韓国
離婚後の親権	単独親権	共同親権	共同の親責任	共同親権	共同配慮 (監護)	選択的共同親権
子の養育義務	あり (民法)	あり (州家族法典)	あり (児童扶養法)	あり (民法典)	あり (民法典)	あり (韓国家族法)
子の養育に関する取り決めを定める義務	なし (離婚届記載事項)	あり (離婚判決時に確定)	あり (離婚判決時に確定)	あり (離婚判決時に確定)	あり (離婚判決時に確定)	あり (離婚意思確認時に確定)
取り決めの内容	面会交流及び養育費に関する取り決めの有無のみ (内容記載欄なし。取り決めの有無に関するチェック欄に記入がなくても、離婚届は受理される。)	「養育計画」 ・共同監護か否か ・子の同居の態様 ・休日及び長期休暇の過ごし方 ・面会交流の際の子の受け渡し方法 ・その他 (他方の親に関する否定的発言を子の前でしないなど)	「子の処遇に関する陳述書」 ・子と同居の態様 ・非同居親の交流の態様及び頻度 ・監護者 ・子の健康、就学、扶養に係わる事項	「離婚の諸効果に関する約定」 ・訪問権/訪問及び宿泊の権利の行使態様 ・養育及び教育の負担	「離婚の効果に関する合意」 ・監護の態様 ・面会交流の態様 ・この扶養に関する事項	子の養育事項 ・養育者 ・養育費の額及びその負担方法 ・面会交流の有無及びその実施方法
合意内容への裁判所の関与	なし	あり	あり	あり	あり	あり
合意に至らなかった場合	面会交流審判	裁判所命令	裁判所命令	裁判所命令	裁判所命令	裁判所命令

(出典) 離婚後面会交流及び養育費に係る法制度—米・英・仏・独・韓—調査と情報—ISSUE BRIEF—NUMBER882 (2015.11.17.)

国立国会図書館調査及び立法考査局行政法務課 (前澤貴子)

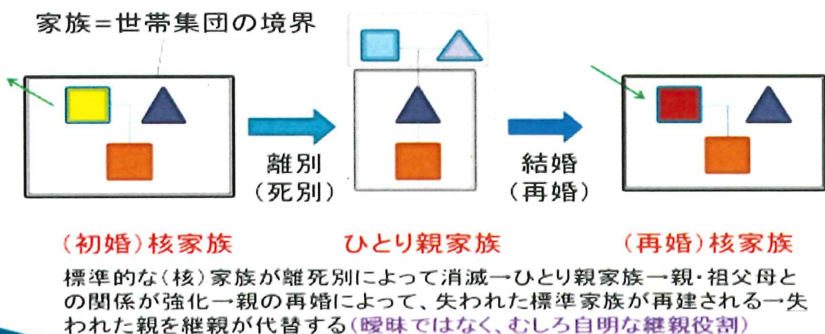
[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_9532035\\_po\\_0882.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9532035_po_0882.pdf?contentNo=1)



# ステップファミリー研究：スクラップ&ビルド型からネットワーク型へ

2017年4月15日開催 親子ネット講演会  
 明治学院大学社会学部教授 野沢慎司先生資料より引用

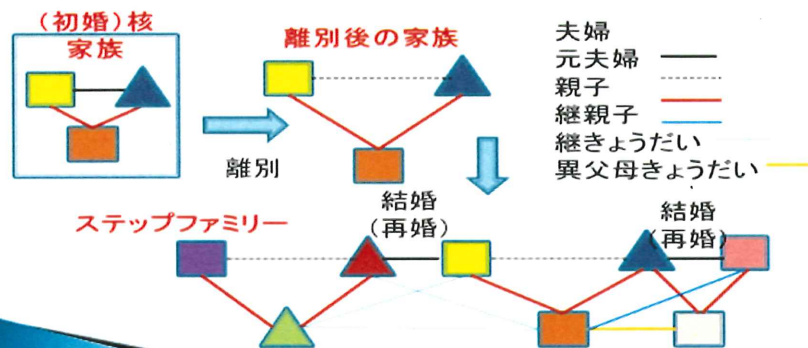
## ステップファミリー調査から浮かび上がる家族モデル スクラップ&ビルド型



## スクラップ&ビルド型の困難は 社会制度が原因？

- ステップファミリーの中の個人に問題があると考えがちだが、複雑な家族関係を初婚家族の標準的鑄型に無理にはめ込もうとすることが摩擦を生む原因では？  
 →既存の親(的関係)を排除し、競合してしまう→唯一の母
- その鑄型へのはめ込みがうまくいかないとき、その原因を鑄型に求めるのではなく、個人の内面に求めてしまうことが事態をさらに深刻にさせる？  
 例1)「意地悪な継母」「だめな母親」と自己否定→心身の病  
 例2)問題をもつ継子をしつけ直す→子どもの問題行動  
 →その背後には、「継親は当然『親』である(べき)」「親に代わる存在である(べき)」という社会的期待がある？

## 連鎖・拡張するネットワーク型 欧米の新しい標準モデル



## 連鎖・拡張するネットワーク型家族 新しい家族観 (子どもの視点?)

- 離婚後の「家族」は、関係のネットワークとして存続する。親の再婚後、継親などが加わって、複数世帯にまたがる、複雑なネットワークが拡張する。
- 家族の結節点は子ども。子どもが世帯を越境する。
- 養育費支払いや養育・教育の面で、複数の世帯の、より多くの大人が子どもに関わる。関係を切るのではなく、増やす(c.f. ニュージーランドの第三の保護者制度)。
- ネットワークには疎遠な関係や対立・競合関係が含まれることも多い。(その調整支援が社会的課題)



# END of the ppt

---

Let's go back to the basic with innovative manner.

